

地域包括ケア病棟から回復期リハビリテーション病棟への移行について

【地域包括ケア病棟：5階東病棟（48床）】

1. 回復期リハビリテーション病棟への移行理由

当院では、地域包括ケア病棟を平成27年度から運用してきたが、令和4年度の診療報酬改定にて、許可病床数400床以上の病院に関する施設基準が厳しくなり、今後、要件を満たすことが困難となったことから、現状の病棟の特性を継続させるため、回復期リハビリテーション病棟に移行することとなった。

2. 地域包括ケア病棟とは

急性期の治療（手術や検査等）を終え、すぐに退院し在宅等へ移行することに不安のある患者さんに対して、入院療養を継続しながら、在宅復帰に向けての準備を整える対応と、在宅療養中に症状が悪化した方や、介護者側の事情によるレスパイト入院として利用する等、効率的なリハビリや在宅復帰に向けた相談、準備を行う病棟である。

3. 回復期リハビリテーション病棟とは

急性期の治療を終え、自宅や社会に戻ってからの生活を、少しでも発症前の状態に近づけるためのリハビリテーションを専門に行うとともに、食事や着替え、排せつ等、日常的な動作も含めた生活そのものをリハビリととらえ、サポートを行う病棟である。

4. 対象患者等について

	地域包括ケア病棟	回復期リハビリテーション病棟
対象患者	対象疾患なし	対象疾患あり (脳血管疾患や大腿骨骨折等)
入院日数	最長60日	60日～180日(疾患別)

5. 回復期リハビリテーション病棟移行後と開設日について

- 1) 脳神経外科や整形外科の疾患に限られるため、患者数は減少することとなる。
- 2) 地域包括ケア病棟から回復期リハビリテーション病棟の入院料が約500点下がることとなるが、病棟専従のリハビリスタッフが増員となることから、手厚いリハビリテーションを実施することが出来る。
- 3) 開設日は令和6年3月1日からを予定している。